水力発電水利審査
マニュアル（案）

平成25年4月　第二版

掲載web: http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/suirisinsa/pdf/manual.pdf

国土交通省　水管理・国土保全局　水政課・河川環境課

目　次

本マニュアルについて　……　２
第一節　許可に当たっての基本的考え方　……　３
　第一項　水利権の種類　……　３
　第二項　水利使用の区分及び手続等　……　４
　第三項　取水の方法・その他　……　６
　第四項　審査基準　……　１０
　第五項　申請書の添付図書　……　１４
　第六項　標準処理期間等　……　１９
第二節　水収支計算　……　２０
　第一項　水収支計算の概要　……　２０
　第二項　水収支計算フロー　……　２１
第三節　必要水量の算出（発電用水）　……　２３

本マニュアルについて

１．性格

○「水力発電水利審査マニュアル（案）」（以下「マニュアル」と記載）は、河川法（以下「法」と記載）第 23 条に基づく水力発電の水利使用許可の審査における基本的な事項をまとめたものである。

○水利使用のあり方は、歴史的な経緯や地区特有の事情等により千差万別である。本マニュアルは基本的な事項を記載したものであり、実際の協議・申請・審査における個別の判断を排除するものではない。

○本マニュアルの適用に当たっては、全ての項目を適用する必要はなく、各事案の審査の前提条件（新規・変更・更新等）を踏まえ、必要な項目のみ適用することとしてよい。

○本マニュアルによって、現行の水利使用の内容への拘束力は生じないものとする。

○小水力発電（最大出力 1,000kW 未満）へのニーズの高まりを受けた許可手続の簡素化・円滑化への取組みを進めているが、その内容は適宜反映し、小水力発電の積極的な推進に努める。

２．目的

法第 23 条に基づく水力発電の水利使用の新規取得・変更・更新の協議・申請・審査は、申請者にとっても審査を行う水利担当者にとっても複雑多岐にわたることから、ポイントとなる基本的な事項について申請者と水利担当者が共通認識することで、協議・申請・審査の効率化を図ることを目的とする。

３．その他

既に許可を受けている他の水利使用のために取水した流水のみを利用して発電を行う、従属発電については、別途作成している「小水力発電を行うための水利使用の許可申請ガイドブック」も参考とする。

また、小水力発電を河川区域内に設置するものについては別途「小水力発電を河川区域内に設置する場合のガイドブック（案）初版」を作成したため審査における参考とする。

第一節　許可にあたっての基本的な考え方

本節では、水利権の審査を行うにあたり、水力発電を中心とし、水利権の種類、取水の方法等による分類、審査基準、申請書の添付図書及び標準処理期間の基本的考え方について述べる。

第一項　水利権の種類

１．安定水利

新たに、河川から取水を行おうとする場合、取水予定量と既得水利権量、河川維持流量の合計量が、基準渇水流量の範囲内の場合、自然流況で安定水利として許可できる。

取水予定量と既得水利権量、河川維持流量の合計量が、基準渇水流量の範囲内でない場合には、新たな水資源開発により、開発後における取水予定地点の基準渇水流量の範囲内に収めさせることにより、安定水利として許可することが可能となる。

なお、発電のための水利権は、基準渇水流量を超える水（豊水）の利用を前提として成り立っているものであり、その点については豊水（余剰水）水利権たる性格を有するが、豊水であっても発電の目的を十分達することが可能であるため、実務上安定水利権として扱われている。

２．豊水水利

河川の流量が基準渇水流量を超える場合（豊水時）に限り取水できることとする豊水水利権は、

- 豊水時にしか取水できないため、水利使用の目的が十分達成されないおそれがあること。
- 特に渇水時において、付された条件に反した取水が行われ、下流の既得水利を侵害するおそれがあること。
- 水源開発を行って安定水利としている水利使用との不公平さが生じること。
- 後発の水資源開発に対し、利用可能な豊水が減少し、過大な負担を強いること。

等から、その許可は特例的に行うものであり、慎重な検討が必要である。

３．暫定（豊水）水利

安定的な水源がいまだに確保されていなくても、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請されている場合には、やむをえず、更新条項[1]は付さない暫定水利として許可

---

[1] 水利権の許可に際し、水利使用規則により付される条件の一つ。

（例）許可期間の更新の申請は、許可期限の６月前から１月前までの間にしなければならない。

することができる。

暫定水利は、将来の水源措置の見通しが確実であることを条件とし、許可にあたっては豊水条項[2]が付される。

なお、許可期間については以下のとおりとする。

ダム等水源開発施設の建設事業が確定された時点以降・・・1年程度

ダム等水源開発施設の本体工事着手時点以降・・・・・・・3年程度

第二項　水利使用の区分及び手続等

１．発電のための水利使用区分は次のとおりである。

【発電のための水利使用区分】

区分	特定水利使用	特定水利使用以外
一級河川指定区間外 （直轄区間） 二級河川	最大出力1,000kW以上	最大出力1,000kW未満

区分	特定水利使用	準特定水利使用	その他
一級河川指定区間	最大出力1,000kW以上	最大出力200kW以上 1,000kW未満	最大出力200kW未満

※ただし、従属発電に係る水利使用区分については、従属元の水利使用区分に従う。

[2] 豊水水利権の許可に際し、水利使用規則により付される条件の一つで、設定された基準流量を超える場合に限りその超える部分の範囲内で取水することができるという内容のもの。

２．水利使用の許可権者・手続等は次のとおりである。

【水利使用に関する処分権者一覧】

区分		特定水利使用（最大出力1,000kW以上）			特定水利使用以外（最大出力1,000kW未満）		
		処分権者	認可等	協議等	処分権者	認　可	意見聴取
一級河川	直轄区間	国土交通大臣（法9①） （整備局長（法98）（令53①）（規則37の2）（令53②））	－	関係行政機関の長協議（法35①） 関係都道府県知事意見聴取（法36①）	整備局長（法98）（令53①）	－	－

区分		特定水利使用（最大出力1,000kW以上）			準特定水利使用（最大出力200kW以上1,000kW未満）			その他（最大出力200kW未満）		
		処分権者	認可等	協議等	処分権者	認　可	意見聴取	処分権者	認　可	意見聴取
一級河川	指定区間	国土交通大臣（法9①） （整備局長（法98）（令53①）（規則37の2）（令53②））	－	関係行政機関の長協議（法35①） 関係都道府県知事意見聴取（法36①）	都道府県知事（法9②）	整備局長認可（法79①）（令45四）（令53③二）（令2の2）	－	都道府県知事（法9②）	－	－
					指定都市の長（法9⑤）		指定都市の長が関係都道府県知事意見聴取（法36③）（令20の2）	指定都市の長（法9⑤）		

区分		特定水利使用（最大出力1,000kW以上）			特定水利使用以外（最大出力1,000kW未満）		
		処分権者	認可等	協議等	処分権者	認　可	意見聴取
二級河川		都道府県知事（法10①）	国土交通大臣同意付協議（法79②四）（令47） （整備局長同意付協議（法98）（令53③三）（規則37の2））	(大臣が)関係行政機関の長協議（法35①） (知事が)関係市町村長意見聴取（法36②）（令20）	都道府県知事（法10①）	－	－
		指定都市の長（法10②）		(指定都市の長が)関係都道府県知事及び関係市町村長意見聴取（法36④）（令20の3）	指定都市の長（法10②）		

注）1．表中、整備局長とあるのは地方整備局長および北海道開発局長のこと
　　2．一級河川の特定水利使用で地方整備局長および北海道開発局長に委任されるもの
　　（令53①、規則37の2）…①二以上の地方整備局の管轄区域内の水系に属する河川に係るものであって、一体的に行われるもの
　　②一の地方整備局の管轄区域内の水系に属する河川に係るものであって、当該地方整備局の管轄区域外の地域における水の需要に対応するもの
　　③国又は国の行政機関とみなされる法第95条の規定が準用される法人が行うもの
　　④水資源開発基本計画に基づく事業を実施する者が行うもの以外の水利使用
　　（令53②）……流水の占用の場所の変更または許可期間の更新のみに係るもの等

第三項　取水の種類等

１．取水の種類

取水の種類については、次のとおりである。

【取水の種類一覧】

名　　称	解　　説
取水	水利使用の目的のために河川の流水を、施設に導入する行為。 水利使用の目的の最終的な取水行為に供される施設を本取水口と呼び、通常、河川区域にある。ただし、発電用水は公水であるから河川区域外にあっても発電所の放水口を他の水利使用の本取水口とすることがある。 本取水口における一部または全部の取水行為が、流況に係る事由を除く他の事由（たとえば、塩水遡上・水質の悪化など）により一時不能となる事態が予想される場合に、その機能を補完するために設置される取水施設を予備取水口と呼ぶ。
集水	貯水池を利用して開発水量を増大させる目的で、（近傍の）他河川から貯水池内に導水する行為。集水のため、他河川に設置される取水施設を集水用取水口と呼び、通常取水制限流量が設定される。また、貯水池内に設置される注水施設のことを集水用注水口と呼ぶ。
注水※	ある河川の利用水量を増大させる目的で、（近傍の）他河川から当該河川に導水する行為。注水のため、他河川に設置される取水施設を注水用取水口と呼び、通常取水制限流量が設定される。また、当該河川に設置される注水施設のことを注水用注水口と呼ぶ。
揚水	二つの貯水池において下部貯水池に貯留された流水を上部貯水池にポンプ運転により導水する行為。揚水のため、下部貯水池に設置される取水施設を揚水用取水口と呼び、揚水式発電では多くの場合、放水口と兼用される。また、上部貯水池に設置される注水施設を揚水用注水口と呼び、揚水式発電では多くの場合、本取水口と兼用される。
放水	主に発電水利で発電水車を通った後の流水を河川に放流する行為。

※　注水水利とは、一度取水した河川の流水を直ちに取水目的に供さず、他河川へ導水し、一旦河川へ放流（注水）する形態の水利使用をいう。

注水水利を行う者と下流で本取水を行う者が異なる場合には、本取水の水利権とは別に、注水に関しても水利権を設定することが必要である。また、注水水利を行う者と下流で本取水を行うものが同一の場合にも、水利権を設定することが必要である。

２．利用制限

利用制限は「流水の正常な機能の維持」、「優先既得扱いされる利水計画」に支障を与えないようにする為の措置として取水条件を設定するものである。

流量の根拠、妥当性について十分確認し、実管理の実効性についても注意する必要がある。

代表的な区分は次のとおり。

1) 取水制限流量：河川等において流水の取水を制限する為に設けられた基準地点の流量をいう。基準地点の流量が取水制限流量以下の場合、取水することができない。

2) 貯留制限流量：ダム等において流水の貯留を制限する為に設けられたダム下流の基準地点の流量をいう。基準地点の流量が貯留制限流量以下の場合、貯留することができない。

3) 確保流量：ダム等からの放流により水利使用を行うにあたり基準地点において確保すべき流量として定められた流量をいい、河川流量が確保流量を下回った場合、その不足量をダム等により補給しなければならない。

３．上流取水・川筋違い取水

上流取水とは、取水地点が水源施設の下流以外の場所（上流）になる場合をいい、川筋違い取水とは、取水地点が水源施設とは異なる河川になる場合をいう。

上流取水・川筋違い取水は一般的には認められないが、是正が極めて困難であり、上流取水・川筋違い取水を行わざるを得ない事情がある場合においては、少なくとも取水地点において安定的に取水できる流況があり、さらに以下の条件をみたす場合に限り認める場合がある。

・取水地点から下流の減水区間において、取水が行われても既得水利権量及び河川維持流量に影響がない場合。（安定水利として許可）

・将来確実に上流取水又は川筋違い取水が解消される担保があること。（「速やかに上流取水・川筋違い取水を解消すること」という条件を付した上で、暫定豊水水利として許可）

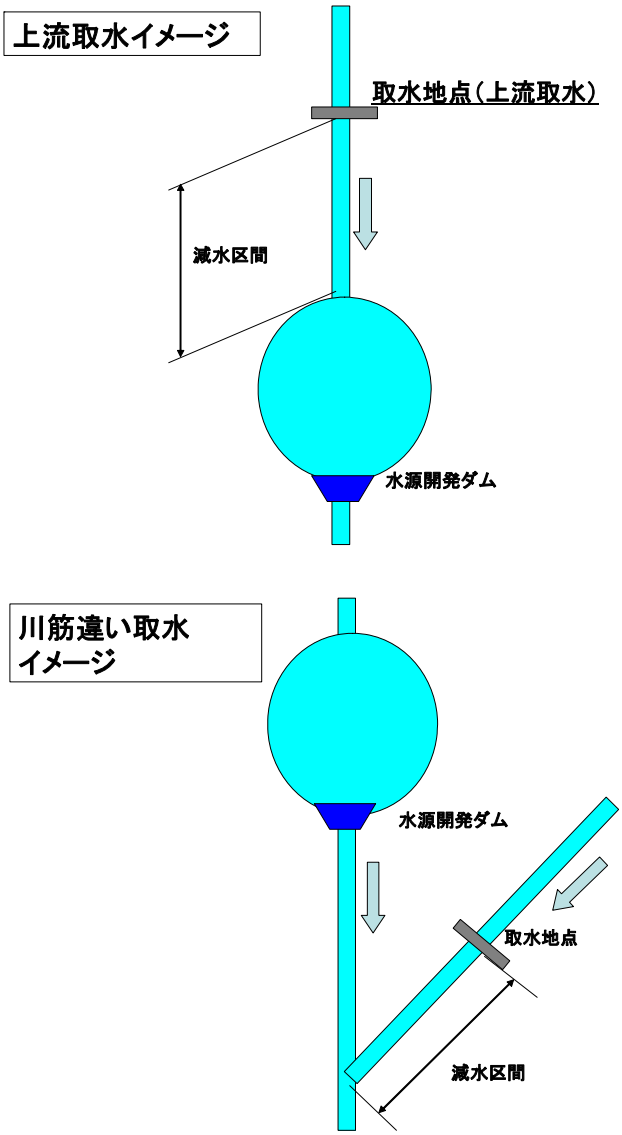

４．ポンプ取水

ポンプ取水については、以下を確認する必要がある。

・取水管理が適正にできること。
・能力・台数・制御方法について確認する。
・積算型の流量計を設置させるなど、日総取水量・日最大取水量について、チェックが可能であること。
・小取水量時の適切な運転がポンプの組合せ・絞り込み・能力・リターンバルブ等で可能であること。
・河川区域外のポンプ施設の取水能力の変更については、河川管理者の承認を要する旨、水利使用規則に記載する。

時間取水は原則として認められないが、下記条件を満足する場合に認めることがある。

・時間取水の設定に合理性があること
・最大取水量の他、日総取水量についても水利使用規則に表示すること

以上の他に、湖沼等の湛水域からの取水の場合においては、取水による水位変動が湖沼環境等に影響を与えないことを確認する必要がある。

第四項　審査基準

法第 23 条に定める「河川の流水の占用」とは、ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用することと定義される（東京都三田用水慣行水利権等確認請求事件・最判昭和 44 年 12 月 18 日）。

水は人間や動植物の生存、産業活動等にとって不可欠なものであるが、河川の流水には限りがあり、その使用を自由に放置しておけば、いたずらに混乱が生じることが歴史的にも明らかである。そこで、河川管理者が、河川という公物の管理権に基づき、特定の者に対して特別の公物使用権を設定することにより、河川の流水の使用の秩序の維持を図ることに法第 23 条の趣旨がある。

水利権の許可（法第 23 条）と、これに関する土地の占用の許可（法第 24 条）、工作物の新築等の許可（法第 26 条第 1 項）、土地の掘削等の許可（法第 27 条第 1 項）、河川保全区域における行為の制限（法第 55 条第 1 項）等に当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可を行うことができるものとする。

１．公共の福祉の増進

水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。

この審査に当たっては、水利使用に係る事業計画の国民生活や産業活動への影響、国土開発、水資源開発、電源開発、土地改良等に関する国又は地方の計画との整合性、河川水以外の水源への代替可能性等を勘案し、総合的に判断すること。

２．実行の確実性

申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。

この審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

① 事業計画の妥当性

水利使用に係る事業計画が、関係法令に基づく許可等を受けているか、又は受ける見込みが確実であり、かつ、当該水利使用の内容が関係法令による許可等に係る事業内容と整合が図られていること。

② 事業の遂行能力

水利使用の申請者が、事業を遂行する能力及び信用を有すると客観的に判断される者であること。

③ 合理的な根拠に基づく取水量の算定

水利使用の許可に係る取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであること。

④ 他の水利使用、漁業等との調整

他の水利使用、漁業等との調整がなされ、当該水利使用により損失を受けるおそれがある者が存する場合には、事前に当該水利使用についてその者の同意を得ておくことが望ましいこと。

３．河川流量と取水量の関係

河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。

この審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

・取水予定量が、基準渇水流量（10 年に 1 回程度の渇水年における取水予定地点の渇水流量）から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した水量の範囲内のものであること。

・使用水量の算出の根拠については、取水地点で 10 年間の実測資料がない場合には、取水地点と近傍観測所等のデータとの相関関係等から算出されたデータを根拠とすることが可能であり、また、やむを得ず近傍観測所等が保有するデータが 10 年間分に満たない場合には、その保有するデータを算出根拠とすることが可能であること。

・河川管理者が所有する河川の流量データ等については、申請者のニーズに応じ提供すること。

・正常流量の設定の詳細については、「河川砂防技術基準(案)」及び「正常流量検討の手引き（案）」を参考とすること。

・動植物に係る調査については、文献調査や聞き取り調査で代表魚類を選定することが可能であること。

・休止していた小水力発電を再利用する場合については、河川の流況、環境等を踏まえた上で、新たな魚類等の環境調査は省略できること。

４．公益上の支障の有無

流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が工作物の新築等の許可（法第 26 条第 1 項）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。「公益上の支障」とは、例えば河川区域外に設置される土捨場の崩壊による災害、水利使用に伴う排水による流水の汚濁などをいう。

この審査に当たっては、水利使用に係る土地の占用及び工作物の新築等が、当該水利使用の目的を達成するために必要な最小限度のものであることに留意すること。

工作物の新築等の許可（法第 26 条第 1 項）の審査基準は以下の通り。

（1）治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。

支障の有無を検討するに当たっては、

イ　工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」（昭和 51

年政令第199号）

ロ　設置について、「工作物設置許可基準」

ハ　土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準(案)」

により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。

（2）社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。

（3）当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。

（4）当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

この審査に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項に留意すること。

（ｉ）河川区域内の土地における工作物の除却について

工作物が設置される以前の河道の状態に復元することを原則とする。除却により河川管理上の支障を生ずるおそれがある場合には、当該支障を少なくするための措置を併せて行わせることとする。

（ⅱ）埋立等に係る河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留又は停滞させるための工作物の新築及び改築について

①　河川水位に与える影響が著しく小さいこと。

②　著しい河床変動（河川及び河口部の堆砂・洗掘・低下）を生じないこと。

③　河川及び河口部の波浪高（高潮時を含む。）が大きくならないこと。

④　河川への津波の侵入を助長しないこと。

⑤　河川及び河口部の水質が悪化しないこと。

（ⅲ）電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項の規定の適用を受ける工作物の新築及び改築について

発電用のダム等の工作物については、電気事業法第39条第1項の規定に基づく、発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日通商産業省令第50号。）の適用を受けることに留意すること。特に、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満のダムについては、河川管理施設等構造令第2章の適用範囲外となっており、事例を積み重ねる必要があることから、技術基準の適用に関して疑義が生じた場合は速やかに河川環境課流水管理室に相談すること。

【参考】

○　行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について
（平成6年9月30日建河政発第52号）

○　行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について
（平成6年9月30日建設省河政発第53号、建設省河治発第73号
建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号）

※河川法第 79 条の規定による認可又は同意に係る基準

河川法及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に係る地方自治法第二百五十条の二第一項の許認可等の基準及び同法第二百五十条の三第一項の許認可等の標準処理期間について　（平成 12 年 12 月 27 日建設省河発第 56 号）

第五項　申請書の添付図書

１．添付図書

水利権の許可申請に当たっては、河川法施行規則（以下「省令」と記載）第 11 条 2 項に規定する図書を申請書に添付することとされており、これらの添付図書に基づき適切な審査を行うこと。

「その他参考となるべき事項を記載した図書（省令第 11 条 2 項 7 号）」については、個別の水利案件の事情に応じ、各審査基準及びその運用に沿った適切な審査を行うために必要な範囲内で、添付を求めるよう留意すること。

２．添付図書の省略

添付図書は、事務の合理化及び申請者の負担の軽減の観点から、一部を省略することができる（省令第 40 条）。

添付図書の一つが他の内容に含まれるときは、添付する必要はない（省令第 40 条第 1 項）。許可期間内での変更申請の際には、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付しなければならないが（同条第 3 項）、添付図書については、変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる（同条第 2 項）。

省令第 40 条第 4 項では、「許可に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる」とされているが、省略できる図書の範囲を個々の案件ごとに判断することとされているため、必ずしも添付図書の省略が十分になされていない状況が見受けられる。以下を参考に、添付図書の省略、簡素化に努める必要がある。

なお、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）において、発電水利使用許可に係る添付書類及び添付図書（以下「添付書類等」という。）について、審査の実態を調査の上、審査に最低限必要なものに簡素化する方向で検討し、整理を行うとしたところである。

審査の実態調査の結果、河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 11 条第の規定により申請書への添付を求めている必要性をより明確にすることによって、添付書類等の簡素化が図られると思われるため、別紙－1 のとおり添付を求める理由及び申請書類に記載する事項と添付書類の標準例をとりまとめたので、今後の審査に当たっては別紙－2 の調査結果も十分踏まえつつ簡素化に努める必要がある。

（１）「水利使用に係る事業の計画の概要」を記載した図書（省令第 11 条第 2 項 1 号イ）

添付を求める趣旨は、水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであることを確認するためであり、省略することはできない。

（２）「使用水量の算出の根拠」を記載した図書（省令第 11 条第 2 項 1 号ロ）

添付を求める趣旨は、取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであることを確認するためであり、省略することはできない。

（３）「河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算」を記載した図書（省令第 11 条第 2 項第 1 号ハ）

添付を求める趣旨は、河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えることを確認するためであり、以下のとおりとする。

・期間更新のみの許可申請では省略するものとする。
・特定多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電、水道、又は工業用水道の用に供しようとする場合は省略することができる。
・既設のダム、堰等の落差を利用して、当該ダム、堰等で放流する河川維持流量等の流水を利用して発電する水利使用で、減水区間が生じないものについては、河川維持流量の設定及び関係河川使用者の取水量の状況に関するものについて省略することができる。（平成24年3 月 30 日付け水利調整室長、流水管理室長通達）
・連続して設置される既設の砂防えん堤等の落差を利用して、河川の流水を使用して発電する水利使用で、減水区間において、魚類等の遡上等が想定されないものについては、河川維持流量の設定及び関係河川使用者の取水量の状況（減水区間において、関係河川使用者が河川の流水を占用していない場合に限る。）に関するものについて省略することができる。（平成 24 年 3 月 30 日付け水利調整室長、流水管理室長通達）

（４）「水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要」を記載した図書（省令第 11 条第 2 項第 1 号二）

添付を求める趣旨は、

（イ）治水
（ロ）法第 23 条（流水の占用）、第 24 条（土地の占用）、第 25 条（土石等の採取）、第 26 条第 1 項（工作物の新築等）、第 27 条（土地の掘削等）、第 29 条（河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為）の許可受者による河川の使用
（ハ）竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航
（ニ）漁業
（ホ）史跡、名勝及び天然記念物

に該当があれば、水利使用による影響とその対策の概要を確認するためであり、期間更新のみの許可申請では省略するものとする。

（5）「法第 44 条第 1 項 のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の概要」を記載した図書（省令第 11 条第 2 項第 1 号ホ）

添付を求める趣旨は、申請者の事業計画が妥当であり、水利使用の実行の確実性の確保を確認するためであり、期間更新のみの許可更新では省略するものとする。

（6）「工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあっては、工事計画に係る次の表に掲げる図書（法第 26 条第 1 項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）」（省令第 11 条第 2 項第 2 号）

添付を求める趣旨は、流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第 26 条第1項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれが無いことを確認するものである。

なお、期間更新のみの許可申請では、水利使用に係る事業計画の確認のために必要な以下の図書を添付することとし、その他については省略するものとする。

区　分	図　　書		内　　容
水利使用許可に係る工作物	図　面	位　置　図	縮尺5万分の一の地形図を基本とする。 全ての工作物の設置範囲を網羅し、かつ、主な工作物（ダム、堰、取水口、放水口、導水管路、警報局等）の位置及び名称を図示。
		実測平面図	縮尺5千分の一以上の実測平面図を基本とする。 河川区域境界及び河川区域内工作物の配置を図示。

また、法第17条のいわゆる兼用工作物の新築又は改築に係るもののうち、河川管理者と利水者の協議によって、河川管理者がその設計及び施行を行うこととされているものについての水利使用に関する法第 26 条第 1 項の許可の申請については、同条の趣旨から省略することができる。

（7）法第 38 条ただし書の同意をした者があるときはその同意書の写し並びに同意をしない者があるときはその者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）並びに同意をするに至らない事情を記載した書面（省令第 11 条第 2 項第 3 号）

添付を求める趣旨は、法第 38 条（※）に基づく通知をするべき者の有無を確認するとともに、同意をするに至らない事情等を確認するためのものである。

「同意をしない者があるときはその者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）並びに同意をするに至らない事情を記載した書面」の添付の有

無に関わらず、同意書の写しが添付されていない関係河川使用者については、「当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者」か否かを審査し、「当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者」に該当しない場合は、法第38条に基づく通知を行わなければならない。その場合、申請者にはその旨を伝えることが望ましい。

「当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者」か否かについては、各案件の個別事情をよく勘案する必要がある。例えば、正常流量は確保され、取水量には問題がない場合でも、排水等が水質、水温、濁水等の影響を与える可能性がある場合、当該水利使用により河川の流量を大幅に減少させる場合等には注意が必要である。また、更新の際に、直前の許可時と比べて河川の流況が変化している場合、具体的な損失が報告されているような場合等には注意を要する。

一方で、例えば以下のような申請のうち、前述のように個別事情を勘案した上で、「当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者」に該当する場合には、同意書の写しの添付の有無に関わらず、法第38条に基づく通知を行う必要はない。

・申請内容に変更のない許可期間のみの更新（いわゆる「単純更新」）【更新】
・取水量の減量変更のみ【更新】
・取水量の増量のない、最大理論水力、常時使用水力及び常時使用水量等の変更【更新】
・河川に直接影響がない（水に直接触れない）工作物の軽微な改築等【更新】
・他の水利使用に完全に従属する発電【新規及び更新】
・ダムの維持流量に完全に従属する発電（ダムに直接設置しているなど、減水区間が発生しないものに限る）【新規及び更新】

※　法第38条は、法第23条又は法第26条第1項の許可の申請があった場合には、関係河川使用者（法第23～29条の許可受者及び漁業権者・入漁権者）に通知しなければならないが、ただし書において、「当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者」及び「当該水利使用を行うことについて同意した者」についてはこの限りではないとしている。

（８）「河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは工作物を使用して水利使用を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあっては、その使用又は改築若しくは除却について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」（省令第11条第2項第4号）

添付を求める趣旨は、「水利使用に係る事業計画が、関係法令に基づく許可等を受けているか、又は受ける見込みが確実であり、かつ、当該水利使用の内容が関係法令による許可等に係る事業内容と整合が図られていること」を確認するためであり、期間更新のみの許可申請では省略するものとする。

（９）「水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受け

ることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面」（省令第 11 条第 2 項第 5 号）

添付を求める趣旨は、「水利使用に係る事業計画が、関係法令に基づく許可等を受けているか、又は受ける見込みが確実であり、かつ、当該水利使用の内容が関係法令による許可等に係る事業内容と整合が図られていること」を確認するためであり、期間更新のみの許可申請では省略するものとする。

(10)「第 39 条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面」（省令第 11 条第 2 項第 6 号）

添付を求める趣旨は、本来一連の行為に必要となる法第 23 条、第 24 条、第 26 条第 1 項等は同時申請すべきであるが、やむを得ない事情がある場合（いわゆる「水工分離」）に今後の取り扱いを明確にしておくためであり、該当する場合は省略することはできないが、該当しない場合は不要とする。

(11) その他参考資料

添付を求める趣旨は、「適切な取水量管理が可能であるか、水利使用許可できる状況であることを確認するため」であり、添付図書を必要に応じて求めることができるが、申請者に対し過度な負担を強いることのないよう留意するものとする。

第六項　標準処理期間等

１．標準処理期間

水利権の審査に係る標準処理期間は、国土交通大臣が行うものにあっては 10 ケ月、各地方整備局長等が行うものにあっては 5 ケ月を目安とする。

なお、これらは、あくまで通常の水利使用の態様における処理を前提とした場合の目安である。

多数の既得の水利使用の態様を把握する必要がある案件や、大規模な工作物の新築等を伴うことにより当該工作物についての治水上の安全性を特に精査する必要のある案件、発電水利使用に係る許可の更新で新たに河川維持流量に関する定めを行う必要のある案件等、特に慎重かつ精緻な審査を要する案件については、この限りではない。

２．更新申請の時期

水利権の更新申請の時期については、「標準水利使用規則」第 8 条第 2 項において「許可期間の更新の許可の申請は、許可期限の 6 月前から許可期限の 1 月前までの間にしなければならない」としており、この期間に受理すること。

特に、許可の内容や条件に変更の可能性がある案件については、必要に応じて水利使用者に中間的な報告を求めたり、時間的余裕をもった調整（申請内容の把握、適切な審査に必要となるデータ、資料の指導等）等を行うことを通じて、審査を円滑に進めることが必要である。

なお、許可期間の満了をもって水利権が当然に失効するものではない。（暫定水利権を除く。）水利使用者は、特別の場合を除き、半永久的に水利使用を継続することを前提として水利権を申請し、河川管理者もそのようなものとして許可を行っている。許可期間とは、河川管理者に対し、当該許可の内容等について再検討し、水利使用の適正性を確認したり、遊休水利権を排除するなどの機会を与えるために、一定の期間毎に改めて許可を受けるべきことを命じた条件と考えるべきである。

第二節　水収支計算

＊特に重要な部分、間違えやすい部分は赤字で記載

第一項　水収支計算の概要

新たに、河川から取水を行おうとする場合、取水予定量と既得水利権量、河川維持流量の合計量が、基準渇水流量の範囲内の場合、自然流況で安定水利として許可できる。（図－１）

取水予定量と既得水利権量、河川維持流量の合計量が、基準渇水流量の範囲内でない場合には、新たな水資源開発により、開発後における取水予定地点の基準渇水流量の範囲内に収めさせることにより、安定水利として許可することが可能となる。（図－２）

この新たな取水量と河川の流量との関係を明らかにするのが水収支計算である。

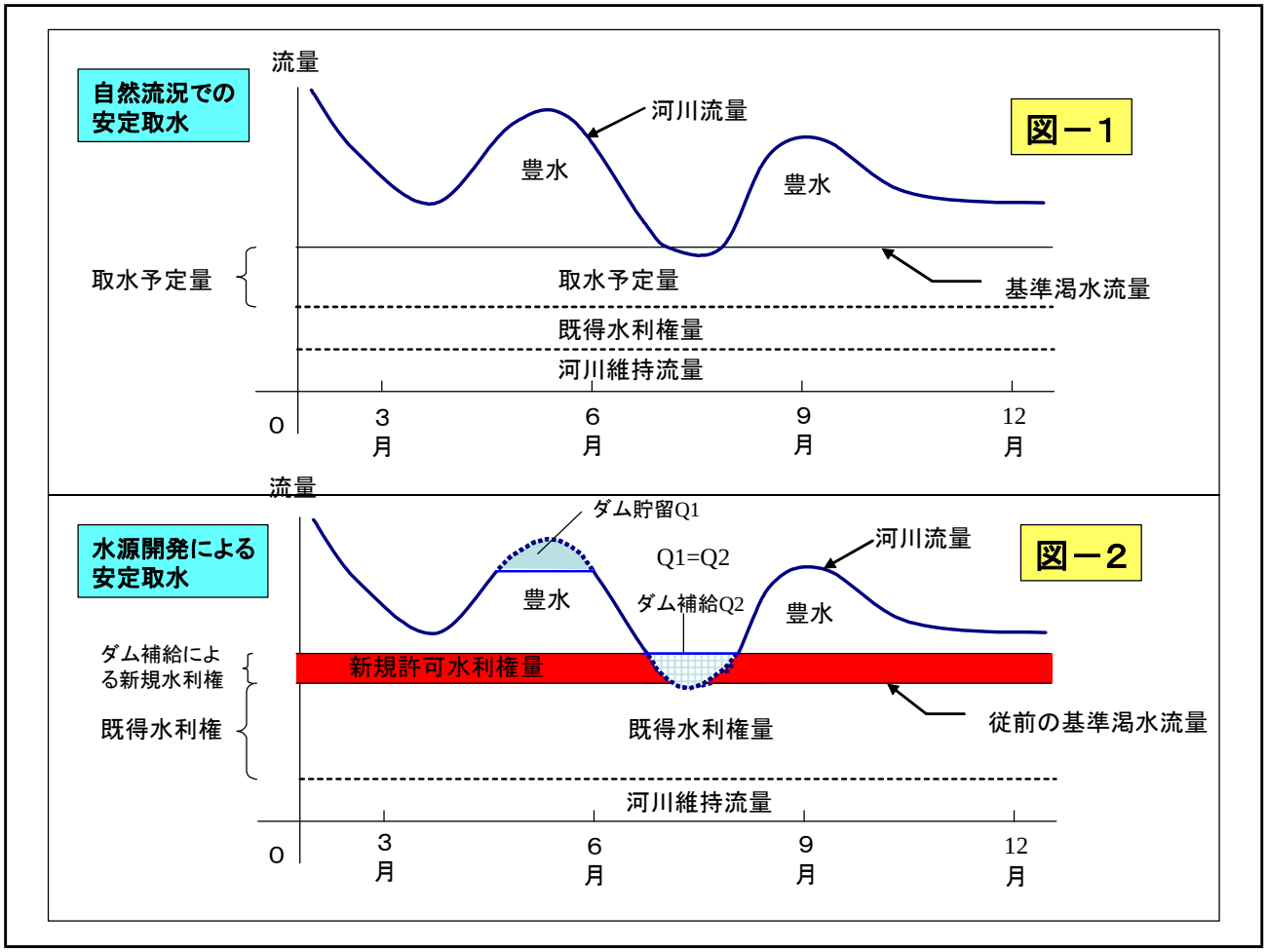

第二項　水収支計算フロー

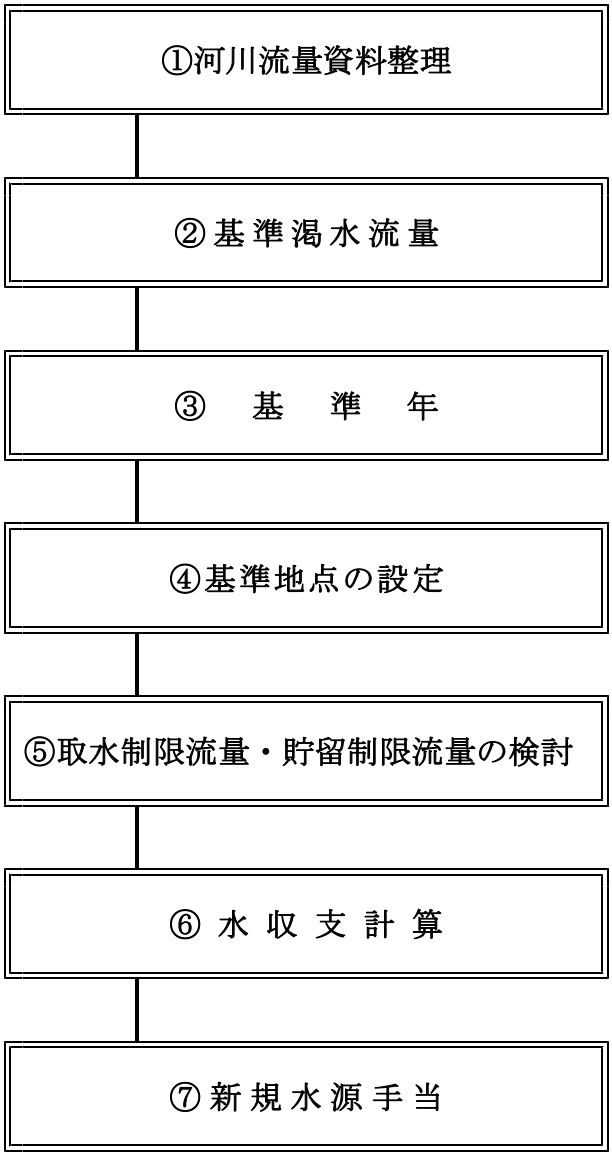

水収支計算を検討するうえでの考え方は、当該地区内における利用可能な域内水源を先行利用し、その後、必要量に対して利用可能水量が不足する場合は河川に依存することとする。なお、河川からの取水可能量は、基準渇水流量から既得水利権量及び河川維持流量を差し引いた自流の範囲内であり、自流の範囲内で不足する場合は新たな水源開発が必要となる。

以降、上記のフローの番号（①②③･･･）に対応した番号順に詳細を記述する。

①河川流量資料整理

・取水を行おうとする場合、取水地点における取水の安定性、関係河川使用者への影響の有無を検討するうえで、河川の流量資料が必要となる。
・基準渇水流量を算定するため、少なくとも最近 10 ヶ年分の実測資料を各地点（ダム地点・取水地点・基準地点）において整理することを原則とする。
・流量資料が 10 年以上ある場合は、なるべく長期間の資料を整理することが望ましい。

・10 年間の実測資料がない場合や取水地点での実測資料が無い場合は取水地点と近傍観測所等のデータとの相関関係等（流量相関、流出解析、流域換算）から算出されたデータを根拠とすることが可能である。また、やむを得ず近傍観測所等が保有するデータが 10 年間分に満たない場合には、その保有するデータを算出根拠とすることが可能である。その場合、相関関係等の妥当性を確認する必要がある。

②基準渇水流量

・基準渇水流量は基本として、取水予定地点における河川流量資料の内、10 ヶ年の渇水流量（355 日目流量）を抽出し、そのうちの最小の流量を基準渇水流量とする。
（1/10 基準渇水流量）
・長期間の流量資料が整理されている場合は、「1/10 相当」の流量とする。
（20 カ年の資料であれば、2 番目に少ない渇水流量。「2/20」）

③基準年

・基準年は、基準渇水流量が生じる年とするのが一般的である。
・ダム等の水源開発により補給がある場合は、基準渇水流量が生じる年とダムの必要貯水確保容量が最大となる年が異なることがあるので、その場合においてはダム必要貯水確保容量が最大となる年を基準年とするのが一般的である。
・なお、河川毎に開発基準年を定めている場合、又は先発ダム計画がある場合は、これらの開発基準年を含めた検討が必要である。

④基準地点の設定

・基準地点は、水収支計算で考慮する多数の既得水利権の存在する地点及び維持流量が設定されている地点をまとめ、当該区間を代表する地点として設定する。
・基準地点の設定にあたっては、以下の点に留意する必要がある。
1) 基準地点の位置、設定数、区間の代表のしかたの妥当性・合理性
2) 河川管理者が既に設定している利水基準点等先行計画の基準点との整合
3) 支川流入量、既得水利権の取水量、残流域流出量、還元水等を合理的に見込むことができる地点であることが望ましい
4) 先発の水源開発の開発基準点との整合

⑤取水制限流量・貯留制限流量の検討

・取水制限流量、貯留制限流量は、既得水利権量及び河川維持流量に必要な流量であり、「正常流量検討の手引き（案）」に沿って検討のうえ設定する。
また、河川管理者が設定及び計画する流量との整合を検討する必要がある。
なお、動植物の保護に係る調査については、文献調査や聞き取り調査で代表魚種を選定することが可能である。
また、休止していた小水力発電を再利用する場合については、河川の流況、環境等を踏まえた上で、新たな魚類等の環境調査は省略できる。

⑥水収支計算

・基準年の流況を基に、当該地域の利用可能な域内水源利用可能量を先行使用後の必要水量不足量について、河川の水収支計算を行う。
・「基準渇水流量－（既得水利権量及び河川維持流量）」の範囲が自流による許可処分可能量となり、この範囲を超える場合は新規水源手当が必要となる。

⑦新規水源手当

・新規水源手当は水収支計算の結果、自流による許可処分可能量を必要水量が超える場合に必要となる。
・必要な新規水源の容量を決定する際には、利水計算によって基準年における必要容量を算定するのが原則である。

第三節　必要水量の算出（発電用水）

＊特に重要な部分、間違えやすい部分は赤字で記載

１．発電用水の概要

（１）発電用水とは、水の位置エネルギーを利用することによって、発電機を回転させ、電力を得るために使用されるもので、国産クリーンエネルギーとして重要な役割を担っている。

（２）取水した河川水そのものは、消費されずに発電所を経由して再び全量が河川に戻されることもあり、発電用水は「豊水」での取水が認められている。

（３）発電をおこなう上で落差を確保するため、河川をバイパスする発電導水路を設ける場合が多く、発電による減水区間の有無及び減水区間における河川環境、既得水利への影響等について十分配慮する必要がある。

（４）発電の電力を得るために直接使用される水以外に、発電に付随して必要となる水がある場合は、その内容を明確にした上で河川管理者と十分調整、協議する必要がある。

２．水力発電の方式

（１）落差を得る方式による分類

1) 水路式発電

河川の勾配及び屈曲などの地形を利用し、緩勾配の水路を設けることにより落差を得る方式である。

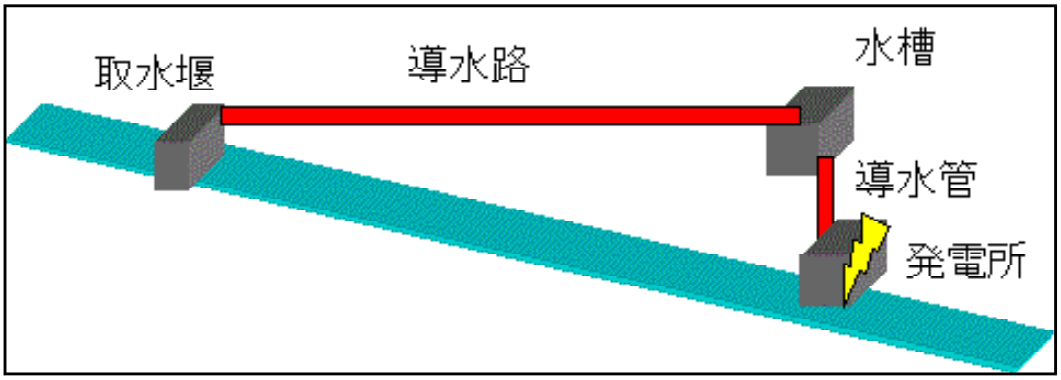

水路式発電イメージ図

2) ダム式発電

河川を横断してダムを築造することにより水位を高めて落差を得る方式である。

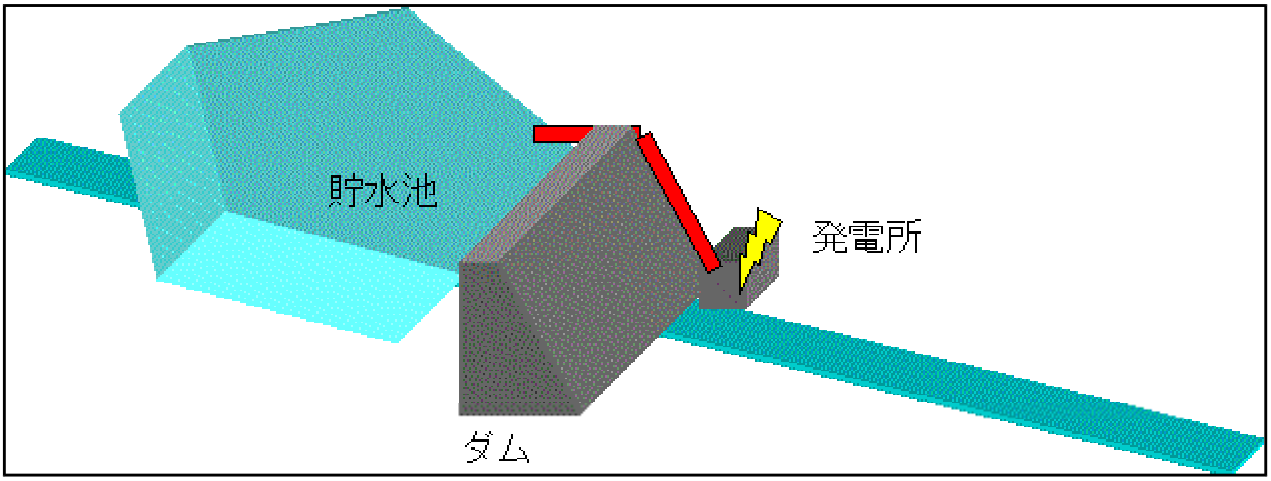

ダム式発電イメージ図

3) ダム水路式発電

1)、2)を混合して落差を得る方式である。

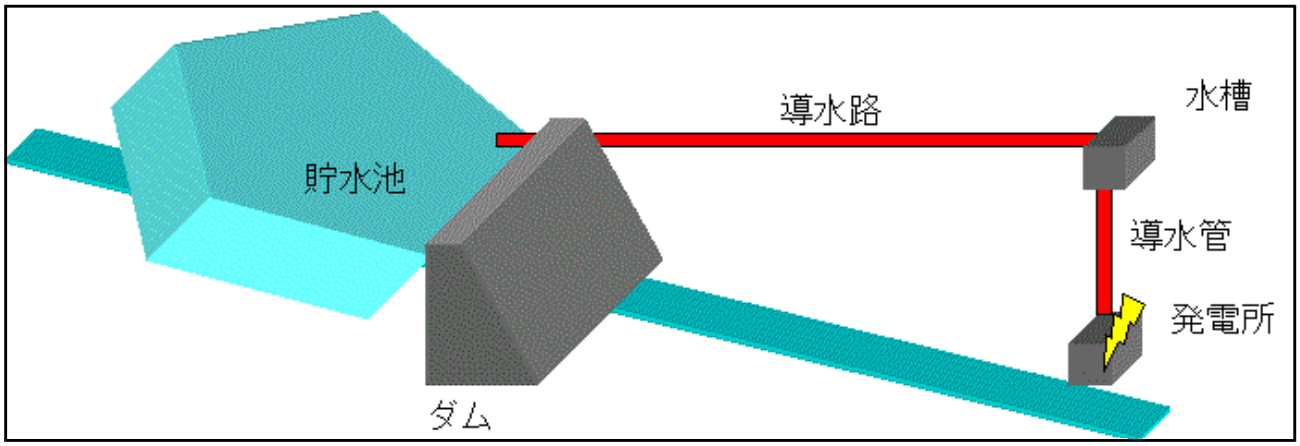

ダム水路式発電イメージ図

（２）水の使い方による分類

1) 流込式発電

河川の自然流量をそのままの形で利用する発電所で、途中に貯水池や調整池をもたない水路式発電がこれにあたる。

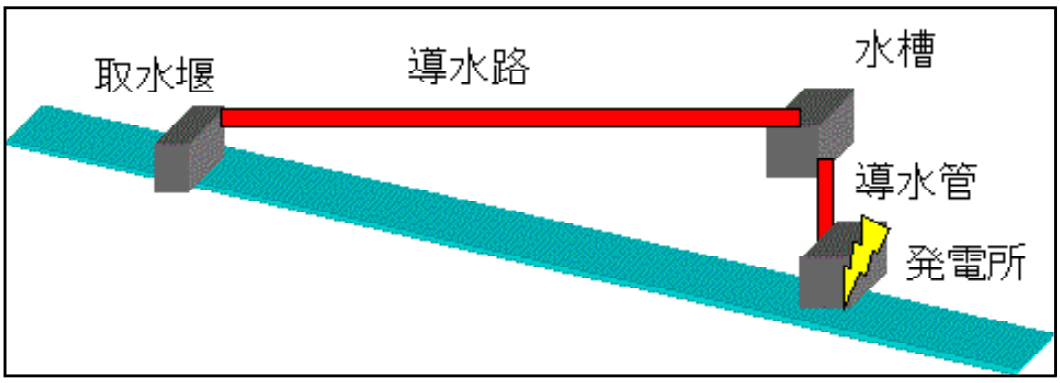

流込式発電イメージ図

2) 調整池式発電

一日ないし一週間を通じての負荷の変動に対応できるだけの調整池容量を持つ発電所である。深夜の電力軽負荷時に水力発電を停止して調整池に水をたくわえ、昼間・夕刻などの電気需要ピーク時に調整池に貯水した水も合せてピーク発電する。

また、ピーク発電の発電放流より、河川の流量に急激な変化を与えるため、逆調整池を設置し、河川流量の変化を緩和させる。

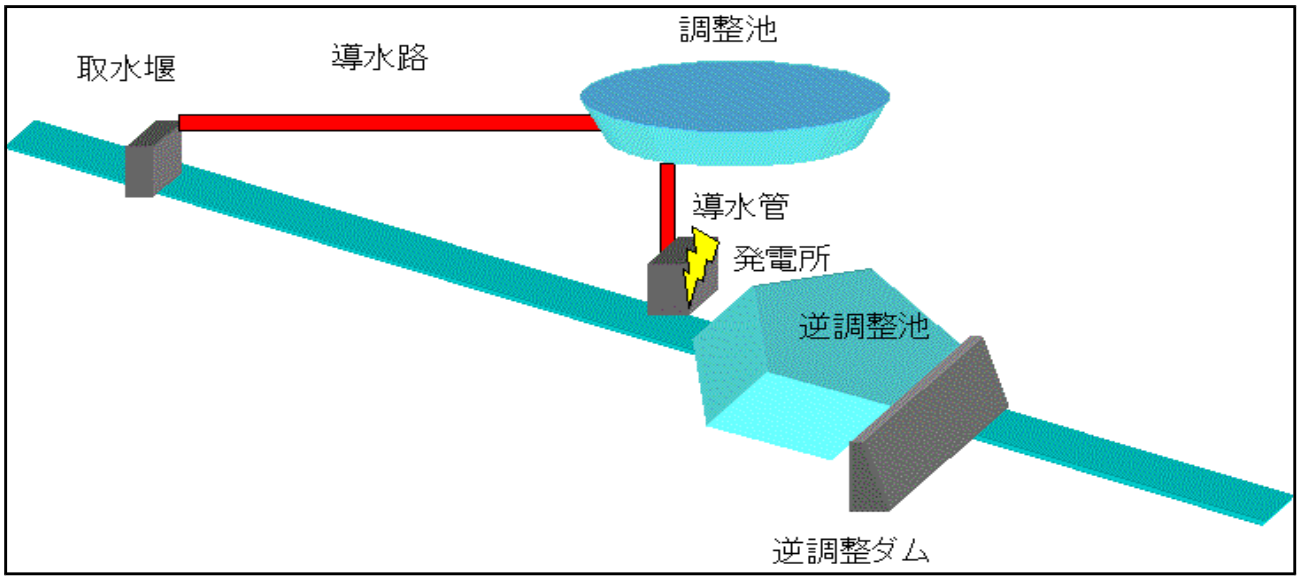

調整池式発電イメージ図

3) 貯水池式発電

発電用の貯水容量を持ち、貯水容量を利用して発電する方式である。季節的な河川の流量変化を貯水池で調整したうえで発電が可能である。豊水期の水を貯留し、渇水期にこの貯留した水を補給して使用することができ、かつ調整池式発電と同様に一日の負荷変動にも対応できる機能を有する。

天然湖沼を貯水池として利用する発電あるいはダムによる貯水池利用の発電（ダム式あるいはダム水路式）がこれに相当する。

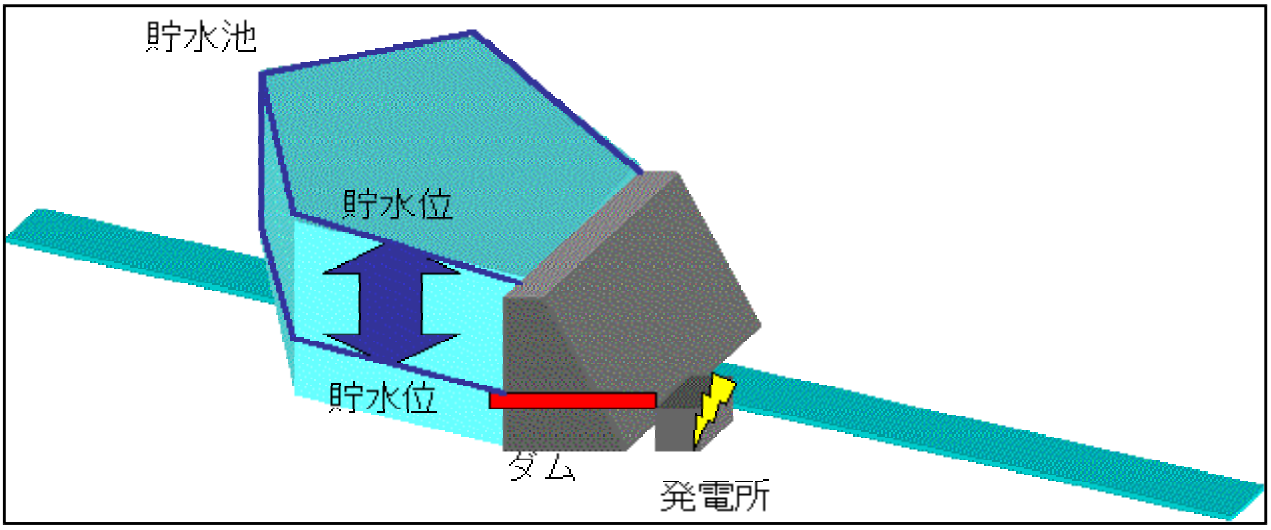

貯水池式発電イメージ図

4) 揚水式発電

電気需要のピーク時に上部貯水池の水によりピーク発電を行い、発電放流水を下部貯水池に貯留させる。深夜等の余剰電力を利用し、下部貯水池の水を上部貯水池に導水管を通して汲み上げておき、次回の発電に備える発電方式である。

貯水池の貯留水のみを使用して、発電と揚水を繰り返すものを「純揚水式発電」という。また、「純揚水式発電」の方式に加えて、貯水池への河川流入水も合わせて発電に使用するものを「混合揚水式発電」という。

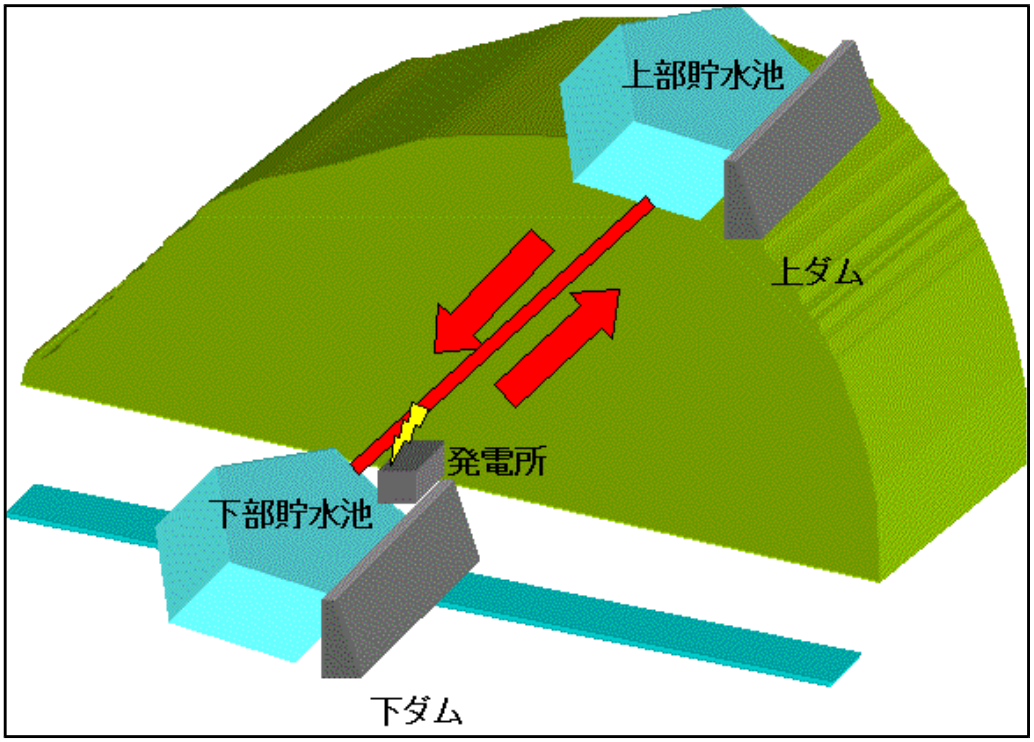

揚水式発電イメージ図

5) 従属発電

既に許可を得ている他の水利使用のために取水した流水のみを利用して発電を行う水利使用をいう。かんがい用水の用水路･水道用水や工業用水の導水管のような他の水利使用の水路等に設置した発電施設において、発電のための取水が、通年、当該他の水利使用の運用に従ってのみ行われるものであり、既許可の他の水利使用に完全に従属する水利用の形態を採っているものである。

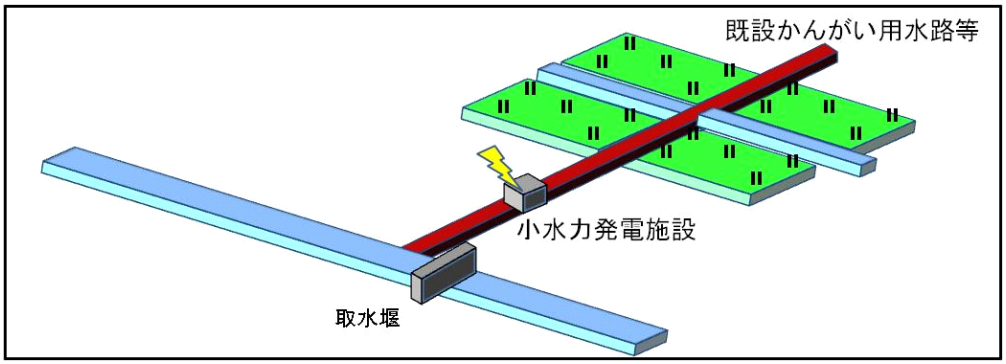

従属発電イメージ図

３．水力発電使用水量の算出フロー

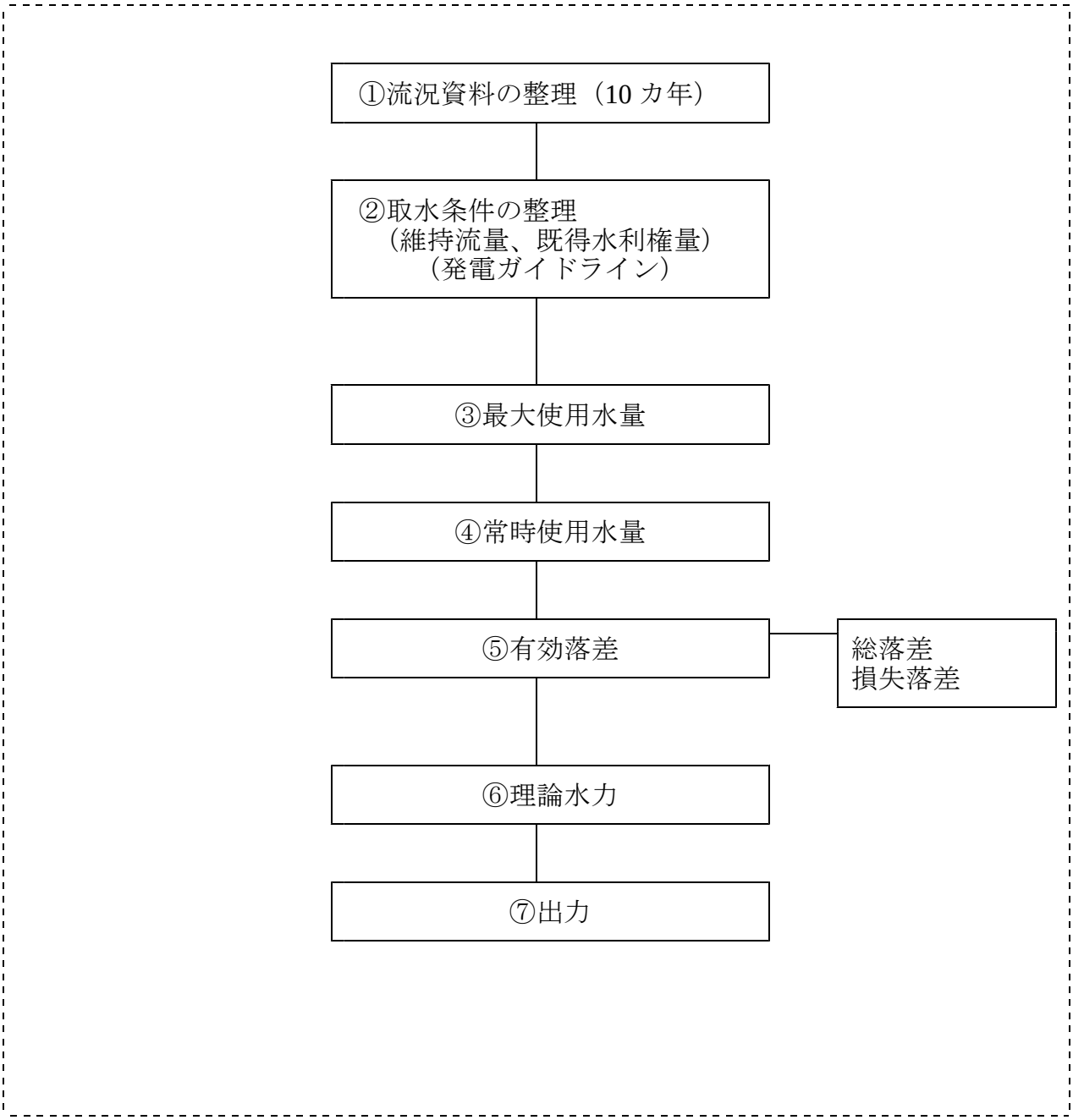

以降、前頁のフローの番号（①②③･･･）に対応した番号順に詳細を記述する。

①流況資料の整理

・流況資料を整理することで、常時使用水量の算出の基礎データや、発電規模の検討に使用される。
・流況資料は、原則として、過去 10 カ年の取水口地点における河川流量を整理し、豊平低渇流量を求める。
・10 年間の実測資料がない場合や取水地点での実測資料が無い場合は取水地点と近傍観測所等のデータとの相関関係等（流量相関、流出解析、流域換算）から算出されたデータを根拠とすることが可能である。また、やむを得ず近傍観測所等が保有するデータが 10 年間分に満たない場合には、その保有するデータを算出根拠とすることが可能である。

②取水条件の整理

・取水条件の整理は、以下のとおりとする。

・新規に発電水利を取得……減水区間の維持流量、既得水利への影響
・発電水利の期間更新……発電ガイドラインへの該当の有無

【発電ガイドラインについて】

・発電ガイドラインとは、水力発電による電力量の確保という発電所建設当時の社会的要請から、減水区間において河川の環境機能維持のための流量を十分に確保できていない発電所がある場合が多い。
　このことから、当該水利権の期間更新時に貯留制限流量、取水制限流量、正常流量を設定するものである。
・発電ガイドラインは、以下の文書に従うものとする。

「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」
《昭和 63 年 7 月 14 日　建設省河政発第 63 号、建設省河開発第 80 号》
「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」
《平成 12 年 12 月 12 日　建設省河調発第 7 号、建設省河源発第 4 号》
「発電ガイドライン対応済み発電所の更新手続きの取扱いについて」
《平成 24 年 3 月 16 日　事務連絡》

・発電ガイドラインの対象となる「河川管理上の支障の著しい発電水利使用等」とは、原則として、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
ただし、当該地域の状況により特別の事情が存する場合には、この限りでない。

以下、《昭和 63 年 7 月 14 日　事務連絡》より抜粋

（１）流域変更により、発電取水口又は発電ダム（法河川に存するものに限るものとし、以下「発電取水口等」という。）の存する河川が属する水系以外の水系に分水し、又は海に直接放流するもの。

（２）減水区間の延長（発電取水口等が複数存する場合には、各発電取水口等に係る減水区間の延長の総和）が 10 ｋｍ以上のもので、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの。
①発電取水口等における集水面積が 200 ｋ㎡以上のもの。
②減水区間の全部又は一部が自然公園法の区域に指定されているもの。
③減水区間の沿川が観光地又は集落として相当程度利用されているもの。

（３）減水区間の水質が環境基準を満たしていないもの。

（４）既に水利使用規則又は命令書において放流が義務付けられているもので、流量に関する具体的数値を欠くもの。

（５）減水区間に係る地元市町村等との合意により、発電水利使用者が運用により放流を行い、又は行おうとしているもの。

【シリーズ発電について】

・シリーズ発電とは、複数の発電水利使用であって、**上流発電所の放水口と下流の発電所の取水口とが物理的に直結**しているか、またはこれに準じるもの（原則として、その**放水口と取水口の距離が 300 m以下**）を一つの減水区間とみなして、発電ガイドラインの対象条件の減水区間として整理する。

③最大使用水量

・発電水利の場合、豊水取水での水利使用が可能なため、安定して取水できる水量以上の水量が最大使用水量とすることが可能である。
・最大使用水量は、新規の発電水利取得の場合、発電事業者の判断により施設の採算性上最も有利になる水量により決定される。
・最大使用水量は、発電所で使用できる最大の水量であり、通常の場合は最大出力の計算に用いる水量である。

④常時使用水量

・水利権の許可は最大使用水量により与えられるため、常時使用水量は水利権としての内容ではないが、流水占用料の額を算定するための基礎データとなり、水利使用規則において常時使用水量及び常時理論水力が規定される。
・常時使用水量は１年中を通じて常時使用できる水量とする。
・貯水池のない場合の常時使用水量
　過去 10 カ年の平均渇水流量から維持流量・他利水流量を控除した量を対象とし、１年間のうち 355 日は常に取水し使用する事ができる水量である。したがって、発電取水可能日数が 355 日未満の場合は常時使用水量は 0m3/s とする。
・貯水池のある場合の常時使用水量
　過去 10 カ年の流量資料により貯水池が 10 カ年の各年に一度満水するという条件を満たした上で、それぞれの年を通じて 365 日間使用できる水量の各年平均値を常時使用水量という。

⑤有効落差

・有効落差は、総落差（取水位と放水位のとの標高差）から損失落差（取水口、水門、水路、沈殿池、水圧管、放水路等を水が通過するとき失われる落差をいう）を差し引いた残りを有効落差といい、これが水車に働いて動力発生の役目を果たす。
・総落差の考え方は、以下を基本とする。

（１）　流れ込み式の場合

1) 放水口が調整池にある場合

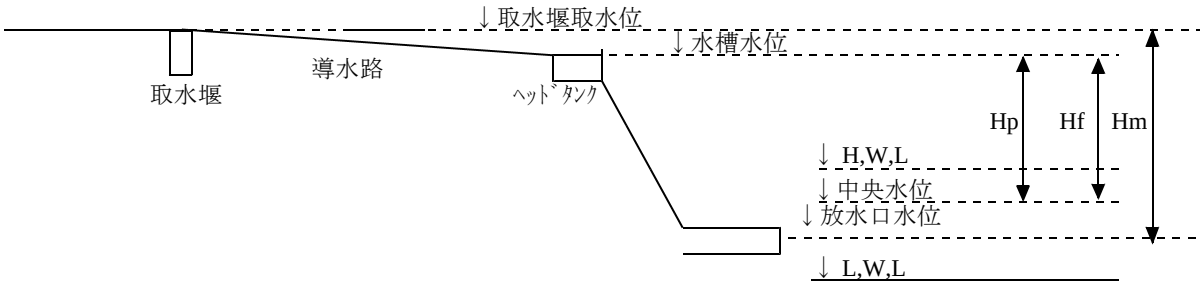

2) 放水口が貯水池にある場合

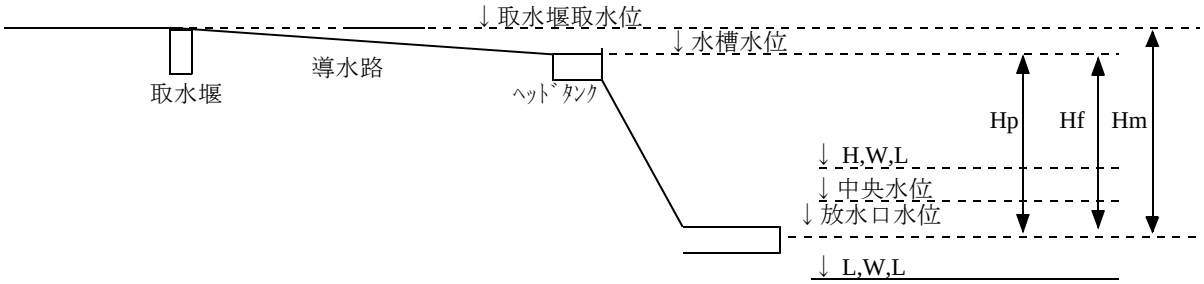

3) 放水口が河道にある場合

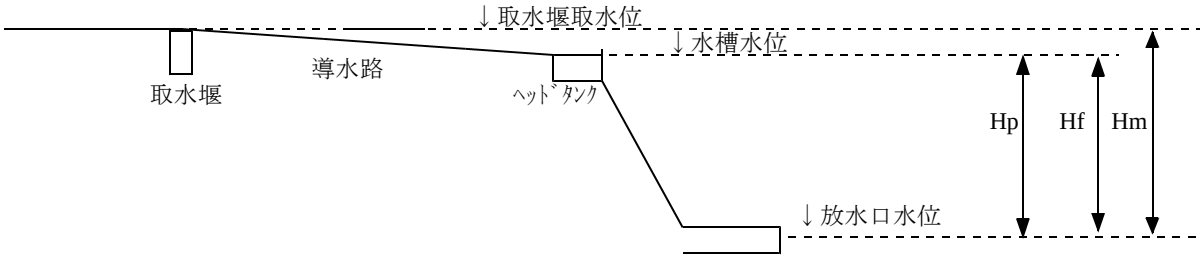

図中　Hm は最大出力時の総落差
Hf は常時出力時の総落差
Hp は常時尖頭出力時の総落差

（２）　貯水池式発電所の場合

1) 放水口が調整池にある場合

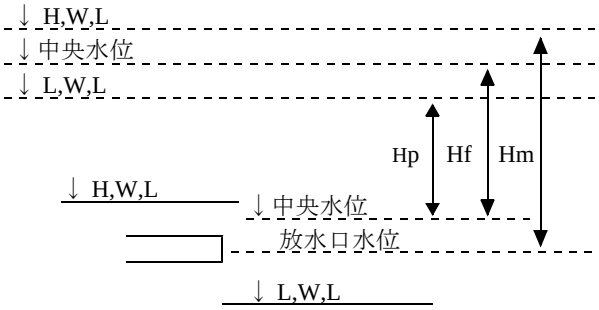

2) 放水口が貯水池にある場合

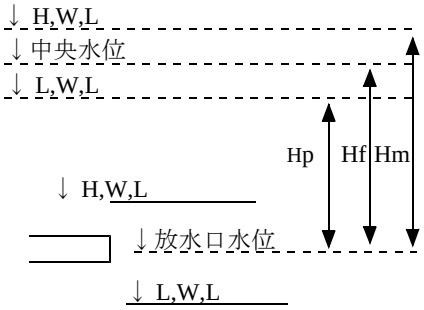

3) 放水口が河道にある場合

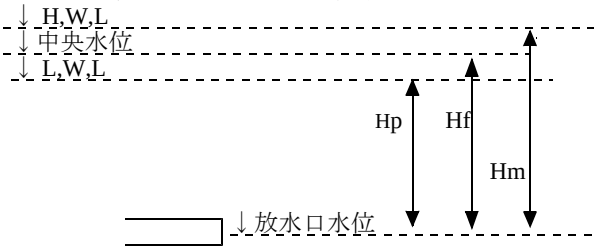

図中　Hm は最大出力時の総落差
Hf は常時出力時の総落差
Hp は常時尖頭出力時の総落差

（３）　調整池式発電所の場合

1) 放水口が調整池にある場合

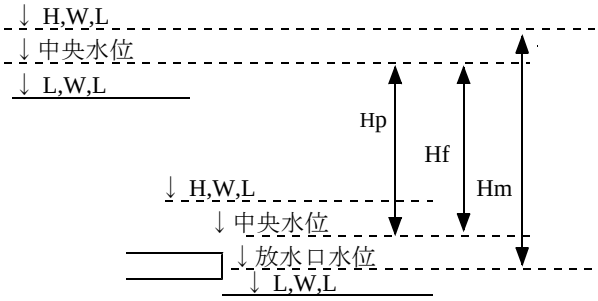

2) 放水口が貯水池にある場合

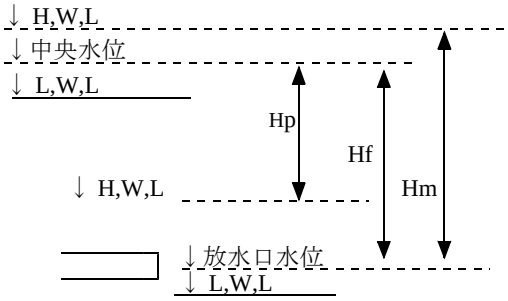

3) 放水口が河道にある場合

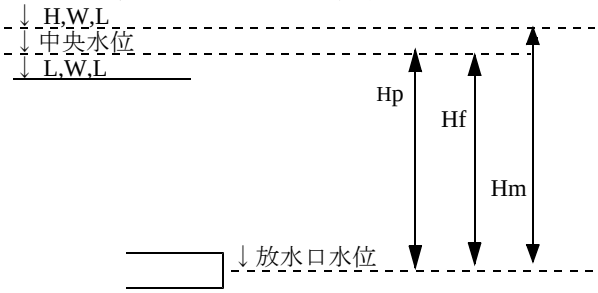

図中　Hm は最大出力時の総落差

Hf は常時出力時の総落差

Hp は常時尖頭出力時の総落差

⑥理論水力

・理論水力とは、使用水量が有効落差を落下して得られる理論上の水力をいう。
・以下の式に最大使用水量を入力することで最大理論水力を、常時使用水量を入力することで常時理論水力を求めることが出来る。

理論水力（kW）＝ 9.8 ×使用水量 m^3/s ×有効落差 m

⑦出力

・出力は、当該発電で発生される出力をいう。
・理論水力に「水車効率」「発電機効率」を乗じることで出力が求められる。
・水車効率、発電機効率は、個々の発電所毎に異なるため、個別のデータや実験結果から効率を決定する。
・以下の式に最大使用水量を入力することで最大出力を、常時使用水量を入力することで常時出力を求めることが出来る。

出力（kW）= 9.8 ×使用水量×有効落差×水車効率×発電機効率

河川法施行規則第11条に基づき添付を求める資料の標準例（水力発電新規許可）

省令第１１条（抜粋）	添付を求める資料	審査基準該当項目及び添付を求める理由	備考
2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。			
一　イ　水利使用に係る事業の計画の概要	発電事業の概要、目的等を記載した図書	【審査基準 記五1(2)①】 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。	
ロ　使用水量の算出の根拠	使用水量等の算出根拠を記載した図書 （最大取水量、常時取水量、最大使用水量、常時使用水量、総落差、有効落差、最大理論水力、常時理論水力、最大出力、常時出力、常時尖頭出力）	【審査基準 記五1(2)②】 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。	取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであることを確認し、申請者の事業計画が妥当であるか判断するもの。
ハ　河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算	・取水地点における基準渇水流量（10年に1回程度渇水における取水予定地点の渇水流量）の決定根拠及び減水区間における維持流量の検討結果を記載した図書 ・取水口地点における基準渇水流量、豊水流量の確認のため、取水口地点における過去10ヶ年程度の流況資料（取水口地点の流況資料がない場合は、流況資料に代わるもの） ・流水の正常な機能の維持に必要な流量が確保されているか確認するため、減水区間における維持流量の検討資料	【審査基準 記五1(2)③】 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。	
ニ　水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要（注3）		【審査基準 記五1(2)③】 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。 【審査基準 記五1(2)④】 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。 【審査基準 記五1(5)①】 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。 この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。 イ　工作物の一般的な技術基準について、 「河川管理施設等構造令」（昭和51年政令第199号） ロ　設置について、「工作物設置許可基準」 ハ　土木工学上の安定計算等について、 「河川砂防技術基準（案）」	
（イ）　治水	設置しようとする工作物が審査基準 記五1（5）①に掲げる基準に適合している旨を記載した図書（基準に照らし対策が必要となる場合は、その対策の概要を記述）		
（ロ）　関係河川使用者（法第28条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁者を除く。）の河川の使用	関係河川使用者が存在する場合、その一覧及び対策の必要性の有無について記載した図書（対策が必要な場合は、その対策の概要を記述）		
（ハ）　竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航	竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航を行う者が存在する場合、その一覧及び対策の必要性の有無について記載した図書（対策が必要な場合は、その対策の概要を記述）		
（ニ）　漁業	漁業権が存在する場合、その漁業共同組合名やその範囲等の一覧及び対策の必要性の有無について記載した図書（対策が必要な場合は、その対策の概要を記述）		
（ホ）　史跡、名勝及び天然記念物	史跡、名勝及び天然記念物の有無が存在する場合、その一覧及び対策の必要性の有無について記載した図書（対策が必要な場合は、その対策の概要を記述。対策について関係機関と協議した場合は、教育委員会等からの回答文書などのその結果を示す図書を添付）		
二　工事計画に係る図書	（省令第11条第2項第2号に定める区分により必要となる図書）	【審査基準 記五1(2)④】 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。	
	省令第11条第2項第2号に定める図書（計算書、付表、図面）	【審査基準 記五1(5)①】 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。 この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。 イ　工作物の一般的な技術基準について、 「河川管理施設等構造令」（昭和51年政令第199号） ロ　設置について、「工作物設置許可基準」 ハ　土木工学上の安定計算等について、 「河川砂防技術基準（案）」	
	省令第11条第2項第2号に定める図書（資金計画の概要を記載した書面、工事費概算書(キャッシュフロー表による代替も可)）	【審査基準 記五1(5)④】 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。	工事のための資金が準備され、事業の実施の確実性が確保されていることを確認するもの。
	省令第11条第2項第2号に定める図書（工程表）		十分な工程が確保されるとともに施工時期（出水期・非出水期）が適切であり、事業の実施の確実性が確保されていることを確認するもの。
三　法第38条ただし書の同意書（写）並びに同意をしない者の氏名事情を記載した書面	法第38条ただし書の同意書（写）並びに同意をしない者の氏名事情を記載した書面	法第３８条	
四　権原を有すること又は取得する見込みに関する書面	・権原の取得又はその見込みが確実であることを記載した図書	【審査基準 記五1(5)④】 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。	
	・公図、不動産登記法第14条に規定する地図、登記簿など		
	土地・施設・工作物に関する使用許可書、協定書、使用契約書、賃貸借契約書など		申請者自ら土地・施設を取得せずに他者の土地、施設等を使用する場合、使用のための権原を得ていることを確認するもの。
	起工承諾書など		申請者自ら土地等の所有権を得る予定であるが、工事施工までに登記等の事務手続が完了しない場合、土地等所有者が工事施工に同意していることを確認するもの。
五　他の行政庁の許可・認可等に関する書面	・水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていること又は受ける見込みについてを記載した図書	【審査基準 記五1(2)②】 水利使用に係る事業計画が、妥当であるとともに、関係法令に基づく許可等を受けているか、又は受ける見込みが確実であり、かつ、当該水利使用の内容が関係法令による許可等に係る事業内容と整合が図られていること。 【審査基準 記五1(5)④】 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。	
	他の行政庁の許可・認可等に関する許可書等（写） （申請時点で許可されていない場合は、許可申請書（写）により確認）		水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは関係法令に基づく許可等を受けていることを確認するもの。
	補助金交付決定通知書 （申請時点で決定されていない場合は、交付申請書（写）により確認）		資金計画に補助金を充てる場合、補助金の交付が決定されていることを確認するもの。
六　省令第39条ただし書に関する書面	やむを得ず同時申請できない事情がある場合は、その概要を記載した図書	省令第39条	本来一連の行為に必要となる法第２３条、法第２４条、法第２６条第１項その他の条項は同時申請すべきであるが、やむを得ない事情がある場合（いわゆる「水工分離」）に今後の取扱いを明確にしておくため。
七　その他参考資料			
	水位計、流量計など取水管理方法が判る記述、図面など		適切な取水量管理が可能である構造・体制等になっていることを確認するもの。
	打合せ記録簿など		他機関と調整が図られていることを確認するもの。
	現況写真など		申請箇所について、現況を確認するもの。

注1：上表中、「法」とは河川法（昭和39年法律第167号）、「政令」とは河川法施行令（昭和40年政令第14号）、「省令」とは河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）を指す（個別法令名を記載しているもの除く）。

注2：上表中、「審査基準」とは「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日建河政発第52号）を指す。

注3：省令第１１条第２項第１号（ロ）、（ハ）、（二）及び第3号に係る検討は減水区間内における関係河川使用者等に対するものを基本とするが、工作物の設置等により影響が及ぶ場合はその者を含む。

なお、関係河川使用者について当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者の判断については、「水利審査マニュアル（案）【発電用水版】」を参考とすること。

注4：各項目について該当がない場合は、該当がない旨を記載するものとする。

別紙－２

■地方整備局水利許可審査実態調査概要

・１級水系における小水力発電（最大出力1,000kW以下，従属発電除く）の既許可総数２８９件のうち１１４件について地方整備局が水利使用許可申請書の内容を確認

・小水力発電事業者からのヒアリングを実施。
（ヒアリング対象：公営電気事業経営者会議，水力発電事業懇話会，全国小水力利用推進協議会）

①水利使用許可申請書調査結果

・省令第１１条で本来求めているもの以外の書類の有無を調査

・確認調査の結果、以下が添付されていることを確認

【主な例】

・河川区域外に設置される流路形成工作物の構造計算書及びそれに付随する図面
・最適発電規模の検討結果
・電力会社への系統連携証明
・発電事業者の定款、役員名簿
・発電量及び売電料実績表
・漁業補償契約書
・電力需給契約書（写し）
・ダム水路主任技術者免状
・施設の資産残高一覧
・過去修理状況
・発電所施設耐用年数表
・法人登記簿（写し）

［省令第１１条で本来求めているもの以外の書類が添付される原因］

・申請者の判断で添付されるものが多い（不足するよりは多い方が良いと考え、コンサル成果をそのまま添付等）
・国交省の担当者が協議前の勉強として過去の許可申請書を参考にし、その申請書にある無用な書類まで必要と認識
・取水から放水までの水路経路が複雑な場合、その説明資料としてポンチ絵等を求めることがあり、結果的に申請書にそのまま添付
・本申請書の受理後に不足している資料が発覚することがあり、その場合は補正指示により追加提出を求めるが、その際に過度な説明資料まで添付される

②小水力発電事業者ヒアリング結果

■水力発電事業懇話会
日　時：平成２４年１０月３０日（火）

○内部で聞取りした範囲では、出水時の水門に関する制御・取水再開に関する資料などを求められた事例、他者から施設の譲渡を受けて事業を行おうとしたときにその賃借関係に関する資料を求められた事例がある。

○河川法の申請、電気事業法の届出で重複しているもの、有効落差の計算など簡略化しても良いのではという意見があった。

○３０年ほど前に更新した案件では、位置図・実測図の添付のみで申請している事例があった。むしろ最近の申請で、図面を多く付けている。事業者側としての反省もある。

○河川区域外に設置する流路形成工作物の完成検査（特に水車の交換）では、河川管理者として検査すべき重要な事項がない場合があり、そのあたりの簡素化の余地はあるのではないか。

○担当者が代わると改めて説明を求められることがあり、それが事業者の負担感をあおっている。

○「その他参考」で求められる資料、河川区域外に設置する施設について求められる資料が明確化されると良い。

■全国小水力利用推進協議会
日　時：平成２４年１０月３０日（火）

○河川法の審査には直接関係のない電気図面についての不満を聞く。

○担当者の「わからない」が雪だるま式に資料を増やす。特に電気関係に顕著。

○地整などの現場で「河川法の申請として求める書類はここまで」という割り切りがあれば助かる。

○河川法の審査としてどこまで見るかという範囲をはっきりして欲しい。「その他参考」として資料が増えていく現実がある。

○過去に求められた資料を申請者が予め添付することはある。

○「実行の確実性」の確認資料は、事業のキャッシュフロー表などを必ず作成するので、それで足りるとするなら助かる。

■公営電気事業経営者会議
日　時：平成２４年１１月１２日（月）

○河川区域外に設置する流路形成工作物が大きな負担。管径の決定や損失水頭に関するものを添付。

○この部分が省略されれば、単純に書類分量は１／３になる。

○それらの構造に少しでも変更があれば変更協議が必要となることも大きな負担。